

災害対応の実績

◎ 台風19号（リンゴ台風）

平成3年9月27日（金）16時過ぎ佐世保に上陸

中心気圧940h p、最大風速50m/Sの非常に強い台風。

- ・式見清掃

不燃ごみについての初動対応

月・日（曜）	台数	積載量(t)	処理場着	車庫着
9月27日（金）	2	1.29	10:59	11:45
9月28日（土）	1	1.72	13:05	13:40
10月2日（水）	4	6.50	16:28	17:05
10月3日（木）	4	5.17	16:30	17:10
10月4日（金）	4	6.69	15:54	16:35
10月5日（土）	4	6.32	15:55	16:40
10月9日（水）	3	3.15	14:32	15:10
10月11日（金）	2	1.93	14:28	15:05
10月12日（土）	2	2.76	14:21	15:02

同一月の不燃ごみについての比較

月・日（曜）	台数	積載量(t)	
平成2年 10月	21	17.5	
平成3年 10月	44	52.5	台風19号来週の年
平成4年 10月	22	20.6	

- ・台風通過の翌日28日（土）から回収作業を開始。
- ・台風翌日は、各家庭から被災物の搬出が出来ていないため処理量は多くないが、片付けが進むにつれて排出量が増え、曜日によって差はあるが平均すると通常の3倍近い不燃ごみに対応した。
- ・台風襲来の前後の年の10月を比較すると、3倍近い不燃ごみに対応したことになる。

災害対応の実績

◎ 台風18号接近時の竜巻による住宅被害

平成11年9月23日（木） 19時頃（荒毛・松崎自治会で39棟 被災）

午前中に通常の可燃ごみを収集後、瓦・トタンなどを被災地域から

集積後臨時の集積場（3か所）に搬入

災害不燃ごみの収集運搬

月・日（曜）	台数	積載量(t)	処理場着	車庫着
9月27日（月）	3	4.67	13:54	14:39

◎ 台風13号

平成18年9月17日（日） 佐世保上陸

中心気圧950 h Pa, 長崎市野母崎の最大風速 46m/s 17:10)

被災前後の不燃ごみの推移

業者名	式見清掃		茂木清掃	
	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)
週単位				
9月11日～	2	1.15	12	10.61
9月18日～	6	5.61	58	94.12
9月25日～	3	3.03	38	53.79
10月2日～			16	18.49

・地域により差があるが、台風が通過した週から瓦やがれきなどの不燃ごみが極端に増加した。台数については3倍から5倍、重量にしては5倍から8倍であった。

・可燃についても台風が襲来した週は通常の2倍近くの積載量があった。

平成18年 台風13号後の災害ごみを含んだの収集運搬実績

	可燃		不燃		廃プラ		資源		古紙類		総計		作業時間		走行距離(Km)	処理場最終着
	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	開始	終了		
9月11日(月)	18	34.57							5	4.42	23	38.99	6時00分	11時49分	776	10時44分
9月12日(火)	16	30.51							4	4.19	20	34.70	5時40分	11時54分	707	11時07分
9月13日(水)			7	6.52	10	6.23	10	6.06			27	18.81	6時00分	14時20分	1,463	12時59分
9月14日(木)	12	24.16	3	2.58	5	2.66	4	2.55			24	31.95	5時40分	13時05分	901	11時44分
9月15日(金)	12	21.94	2	1.51	3	1.54	3	1.40			20	26.39	5時40分	12時35分	878	11時24分
9月17日(日)	台風13号(中心気圧950hPa, 中心付近の最大風速40m/s, 佐世保上陸, 長崎市野母崎の最大風速46m/s 17:10)															
9月18日(月)	24	50.66							2	1.75	26	52.41	6時00分	14時35分	853	13時34分
9月19日(火)	47	98.17	9	14.75					3	2.83	59	115.75	4時50分	18時54分	2,151	17時32分
9月20日(水)			21	31.81	11	6.87	9	6.21			41	44.89	6時00分	18時55分	2,368	17時29分
9月21日(木)	25	51.21	11	18.78	5	3.02	5	3.04			46	76.05	5時40分	16時40分	1,675	15時14分
9月22日(金)	18	34.28	17	28.78	3	1.59	3	1.61			41	66.26	5時40分	17時30分	1,989	15時36分
9月25日(月)	23	43.59	12	21.40					6	6.33	41	71.32	6時00分	16時10分	1,662	14時45分
9月26日(火)	18	34.79	4	4.69					7	6.41	29	45.89	5時00分	13時30分	1,107	12時14分
9月27日(水)			13	15.66	10	6.34	9	5.88			32	27.88	6時00分	16時17分	1,802	12時57分
9月28日(木)	14	27.20	6	7.29	5	2.69	4	2.57			29	39.75	5時40分	13時30分	1,152	12時20分
9月29日(金)	13	23.58	3	4.75	3	1.66	3	1.40			22	31.39	5時40分	12時50分	942	11時34分

平成18年 台風13号後の災害ごみを含んだの収集運搬実績

	可燃		不燃		廃プラ		資源		古紙類		総計		作業時間		走行距離(Km)	処理場最終着
	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	開始	終了		
9月11日(月)	18	34.57							5	4.42	23	38.99	6時00分	11時49分	776	10時44分
9月12日(火)	16	30.51							4	4.19	20	34.70	5時40分	11時54分	707	11時07分
9月13日(水)			7	6.52	10	6.23	10	6.06			27	18.81	6時00分	14時20分	1,463	12時59分
9月14日(木)	12	24.16	3	2.58	5	2.66	4	2.55			24	31.95	5時40分	13時05分	901	11時44分
9月15日(金)	12	21.94	2	1.51	3	1.54	3	1.40			20	26.39	5時40分	12時35分	878	11時24分
9月17日(日)	台風13号(中心気圧950hPa, 中心付近の最大風速40m/s, 佐世保上陸, 長崎市野母崎の最大風速46m/s 17:10)															
9月18日(月)	24	50.66							2	1.75	26	52.41	6時00分	14時35分	853	13時34分
9月19日(火)	47	98.17	9	14.75					3	2.83	59	115.75	4時50分	18時54分	2,151	17時32分
9月20日(水)			21	31.81	11	6.87	9	6.21			41	44.89	6時00分	18時55分	2,368	17時29分
9月21日(木)	25	51.21	11	18.78	5	3.02	5	3.04			46	76.05	5時40分	16時40分	1,675	15時14分
9月22日(金)	18	34.28	17	28.78	3	1.59	3	1.61			41	66.26	5時40分	17時30分	1,989	15時36分
9月25日(月)	23	43.59	12	21.40					6	6.33	41	71.32	6時00分	16時10分	1,662	14時45分
9月26日(火)	18	34.79	4	4.69					7	6.41	29	45.89	5時00分	13時30分	1,107	12時14分
9月27日(水)			13	15.66	10	6.34	9	5.88			32	27.88	6時00分	16時17分	1,802	12時57分
9月28日(木)	14	27.20	6	7.29	5	2.69	4	2.57			29	39.75	5時40分	13時30分	1,152	12時20分
9月29日(金)	13	23.58	3	4.75	3	1.66	3	1.40			22	31.39	5時40分	12時50分	942	11時34分

判例および環境省関係文書

平成26年1月28日の最高裁判決

①一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

②既存業者への影響を適切に考慮しなければならない。

平成26年10月8日付環境省部長通知(環廃対発第1410081号)

一般廃棄物の処理の委託については、

①業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること。

②受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

平成28年9月15日付けのごみ処理基本計画策定指針

災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保として、「発災時には、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。」

廃棄物処理法が求める委託基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

五 委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。

※ 全ての法律の中で、料金に関してまで踏み込んだ要請をするのは廃棄物処理法のみであります。このことは、住民の生活環境の保全がいかに重要であることを意味しています。

環廃対発第1410081号

平成26年10月8日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について(通知)

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成20年6月19日付け環廃対発 第080619001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19通知」という。)で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成26年1月28日の最高裁判決(別添資料参照)において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づ

き判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

①「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」

②「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の方に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」

③「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可

業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」

④「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

⑤「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

厚生省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知と
厚生省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の違い

課長通知については、担当部長までの確認でよいが、
部長通になると市長までの確認が必要と言われており、
より重要度の高い通知と言われている。

一般廃棄物収集運搬業の新規許可のあり方について

一般廃棄物収集運搬業の許可とは、事業所から排出される一般廃棄物や家庭から排出されるごみ（ごみステーションに出されたごみは除く）を収集運搬するための業の許可です。

ごみステーションに出された家庭のごみは、市直営及び委託業者が収集運搬します。

1. 本市の許可状況（鹿児島市）

平成29年4月1日現在

		許可業者数	新規許可
総数		225	
取扱う廃棄物の種類	ごみ(生ごみを含む)	81	○
	ごみ(生ごみを除く)	130	○
	汚水	14	×
	し尿	4	×
	浄化槽汚泥	15	×
	ディスポーザー汚泥	10	×

※ 一部の業者については、複数の取扱い廃棄物の許可を取得しております

2. 国の動向等

本市は一般廃棄物収集運搬業の許可について新規許可を認めてきたが、環境省から「市町村は一般廃棄物処理計画において、区域内における一般廃棄物の適正な処理が確保され、既存業者への事業の影響を適切に考慮し、業の許可を行う」旨の通知（平成26年10月）があり、他都市においては、新規許可を制限する（認めない）方向にある。

なお、新規許可を認めた自治体で、既存業者が許可の取消訴訟を提起し、自治体が敗訴となった事例がある。（平成27年2月判決）

3. 他都市の許可状況

平成28年8月調査

	政令市	中核市	計
制限していない	4	5	9
新規許可を制限している	15	36	51

※ 平成26年以降8市が新規許可を制限している。

九州管内：長崎市と熊本市が新規許可を行っている。

熊本市は平成31年4月に制限予定

4. 今後の許可方針

一般廃棄物収集運搬業のごみ（生ごみを含む）については平成30年4月1日から許可制限を行う。

（理由）

生ごみの収集運搬については、一般廃棄物の直接搬入のもやせるごみ量と、既存の一般廃棄物収集運搬業許可業者のうち生ごみを運搬できる81業者の運搬能力とを比較すると、既存の業者の運搬能力で十分対応できることから、環境省の通知を踏まえ新規許可の制限を行うものである。

ごみ量及び運搬能力（28年度1日あたり）

直接搬入のもやせるごみ量 （生ごみを含む）	約200t
生ごみを運搬できる業者の運搬能力 （81業者 259台）	約670t

ただし、引越しや遺品整理等に伴う廃棄物の収集運搬を扱う「ごみ（生ごみを除く）」の新規許可については、市民の多様なニーズがあることから、今後も引き続き行っていく。

5. 今後のスケジュール

平成30年 1月 周知・広報（ホームページ掲載・一般廃棄物収集運搬業許可講習会等）

↓

平成30年 4月1日 新規許可制限（平成30年度一般廃棄物処理実施計画に制限について明記）